

『労働者派遣法の実務解説 改訂第4版』について

『労働者派遣法の実務解説 改訂第3版』からの修正点についてご案内いたします。

1. 平成30年9月末で（旧）特定派遣が終了しましたので、その関係を削除しました（第3版のP.60）。
2. 平成30年1月から、職業安定法の改正で求人時の労働条件の明示事項が増えましたので、その分を追加しました（たとえば、派遣労働者として雇用する旨など）。
3. 平成31年4月からの改正労働基準法、労働安全衛生法関係に対応する内容としました。
 - ・ 時間外の上限規制の強化
 - ・ 年休の取得促進（使用者による5日の時季指定）
 - ・ 労働条件通知書が電子メール等でも可能に
 - ・ 長時間労働の面接指導の基準変更（80時間等）
4. 資料7として「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年11月17日労働省告示第141号）」を追加しました。